

NPO法人の皆様へ

更新日：2019年5月30日

NPO法人の「資産の総額の変更の登記」が不要となりました

平成30年10月1日、組合等登記令の一部を改正する政令が施行され、特定非営利活動法人(NPO法人)の登記事項から「資産の総額」が削除されました。

これにより、同日以降、既に登記されていた「資産の総額」は登記官の職権で抹消されました。

したがって、NPO法人の皆様が、例年、登記の申請をされていた**「資産の総額の変更の登記」は、不要となりました**ので、ご注意ください。